

○いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について

(平成30年3月20日岩交通第11号警察本部長)

関係所属長

平成29年6月、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転等の悪質・危険な行為（以下「あおり運転等」という。）を原因とする悲惨な交通死亡事故が発生したほか、全国的に同様の事案が大きく報道され、県内においても同種の110番通報が増加するなど適切な対応が求められているところであり、あおり運転等に対する厳正な捜査を始めとした諸対策を、積極的に推進されたい。

記

1 あおり運転等に対する厳正な捜査の推進

(1) あおり運転等を現認した場合の交通指導取締り

街頭活動において、あおり運転等を現認した場合は、車間距離不保持違反、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反を積極的に適用し、厳正な交通指導取締りを推進すること。

(2) あおり運転等を通報等により認知した場合の厳正な捜査

通報等により、あおり運転等が関係する事案を認知した場合は、参考人の確保のほか、ドライブレコーダや防犯カメラ映像等の客観的な証拠資料の収集を積極的に行い、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪（妨害目的運転）、暴行罪等あらゆる法令を駆使して、厳正な捜査の徹底を期すこと。

また、あおり運転等に起因し暴行等刑事事件に至り、刑事部門において捜査を開始した場合であっても、発端となった危険行為の裏付け捜査を徹底し、積極的な道路交通法違反の立件に努めること。

2 悪質・危険な運転者に対する迅速かつ積極的な行政処分の実施

あおり運転等を認知し、任意による捜査を行う場合であっても、悪質・危険な運転者を速やかに排除するため、早期の行政処分上申により、迅速な行政処分の執行に努めること。

また、あおり運転等に暴行罪等が適用される場合又はあおり運転等に起因し暴行、傷害、脅迫、器物損壊等が伴う場合には、「自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある」として危険性帯有（道路交通法第103条第1項第8号）を念頭に、当該事件内容を精査し行政処分を積極的に行うこと。

3 あらゆる機会を通じた安全教育の推進

安全運転管理者講習や更新時講習等のあらゆる機会において、別添に掲げた運転の態様等を参考に、あおり運転等の危険性や、これらの行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締りが行われることについて、資料等を用いて分かりやすく説明し、指導的立場にある者に対する講習においては、その者による各事業所等における安全教育に資するよう推進すること。

4 広報啓発活動の推進

広報啓発活動については、交通安全協会、交通ボランティア等の各種団体との協力、

自治体、高速道路を含む道路管理者、交通関連事業者団体その他関係機関・団体等と連携を緊密にするとともに、ホームページ、広報紙等あらゆる媒体を効果的に活用し、以下の点についての広報啓発活動を推進すること。

- (1) あおり運転等は厳正な取締りの対象となること及び交通指導取締り等を強化していること。
- (2) 運転者は、自分本位ではなく、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って判断し、行動する必要があること。
- (3) 危険な運転者に追われるなどした場合、駐車場、空き地、サービスエリア等、交通事故に遭わない安全な場所に避難するとともに、110番通報すること。

5 あおり運転等認知時の報告

あおり運転等を認知した場合は、警察官の現認、通報等端緒を問わず、対処について検討を行い、その結果事件化が相当と認められた場合には、交通指導課指導取締係及び運転免許課行政処分係に速やかに報告すること。